

## 情報公開請求書

年 月 日

様

ふりがな

氏 名

住所又は居所

〒

電話 ( )

泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第6条第1項の規定により、下記のとおり情報の公開を請求します。

記

- 1 公開を請求する情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める公開の実施方法

ア又はイに○印を付してください。アの場合、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における公開の実施を希望する。

実施の方法  閲覧  写しの交付

その他 ( )

イ 写しの送付を希望する。

- 3 利用の目的

（公開請求者）様

（実施機関）

### 情報公開決定等期限延長通知書

年 月 日付け（ 年 月 日受理）で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第11条第2項の規定により、下記のとおり公開決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
延長後の期間	日（公開決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

【担当】

部（室・局）

課

連絡先

（内線 ）

（公開請求者）様

（実施機関）

### 情報公開決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け（ 年 月 日受理）で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第12条の規定により、下記のとおり公開決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
条例第12条の規定（公開決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの情報について公開決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、残りの部分については、次に掲げる期限までに公開決定等を行う予定です。） 年 月 日

【担当】

部（室・局）

課

連絡先

（内線 ）

（公開請求者）様

（実施機関）

### 情報公開決定通知書

年 月 日付け（ 年 月 日受理）で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第11条第3項の規定により、下記のとおり公開することに決定しましたので通知します。

記

1 公開する情報（ 全部公開 ・ 部分公開 ）

--

2 非公開とした部分及び理由

--

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

3 公開の実施の方法等

(1) 公開の実施の方法			
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付		
公開実施日時	年 月 日 ( )	時	分
公開実施場所			
<input type="checkbox"/> 写しの送付			
(2) 費用			
写しの作成費用	円 [ 円 (白黒・カラー・サイズ ) × 枚]		
	円 [ 円 (白黒・カラー・サイズ ) × 枚]		
写しの送付費用	円		
合計	円		

【担当】

部（室・局） 課  
連絡先 (内線 )

（開示請求者）様

（実施機関）

## 情報非公開決定通知書

年 月 日付け（ 年 月 日受理）で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第11条第3項の規定により、下記のとおり全部を公開しないことに決定しましたので通知します。

### 記

公開請求に係る情報の名称等	
公開しないこととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、  
決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁  
決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟に  
おいて泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの  
訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があ  
った日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

部（室・局） 課  
連絡先 （内線 ）

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

## 第三者意見照会書

(あなた・貴社等)に関する情報が含まれている情報について、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第6条第1項の規定による公開請求があり、当該情報について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第13条〔第1項・第2項〕の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該情報を公開することについて御意見がある場合は、同封の「情報の公開決定等に関する意見書」を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

公開請求に係る情報の名称等	
公開請求年月日	年 月 日 ( 年 月 日受理)
公開請求に係る情報に含まれている(あなた・貴社等)に関する情報の内容	
条例第13条第2項を適用する場合の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (理由)
意見書の提出先	泉佐野市田尻町清掃施設組合 部(室・局) 課 (住所) (連絡先) (内線 )
意見書の提出期限	年 月 日

## 【担当】

部(室・局) 課  
連絡先 (内線 )

## 情報の公開決定等に関する意見書

年 月 日

（実施機関）様

ふりがな

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、代表者名を記入）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地を記入）

年 月 日付で照会のあった情報の公開について、下記のとおり意見を提出します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開に関する意見 （いずれかに☑）	<input type="checkbox"/> 情報を公開されることについて支障（不利益）はない。 <input type="checkbox"/> 情報を公開されることについて支障（不利益）がある。  (1) 支障（不利益）がある部分    (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

（意見書提出者）様

（実施機関）

### 反対意見書提出者に対する通知書

（あなた・貴社等）から 年 月 日付けで「情報の公開決定等に関する意見書」の提出がありました情報については、下記のとおり公開決定しましたので、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第13条第3項の規定により通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開することとした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する  
裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

部（室・局） 課  
連絡先 （内線 ）

（審査請求人等）様

（実施機関）

### 諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの に対する審査請求について、下記のとおり泉佐野市田尻長清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条の規定により、その例によることとされる泉佐野市情報公開条例（平成11年条例第27号）第17条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る情報の名称等	
審査請求に係る公開決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 泉佐田清 第 号

【担当】

部（室・局）

課

連絡先

（内線 ）